資料１

国の「国土強靱化基本計画」の見直しについて

1　国の「国土強靱化基本計画」の見直し（概要）

国の資料より引用

国土強靱化基本計画（平成26年6月）

国土強靱化基本計画とは、
○強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第10条に基づく計画で、国土強靱化に係る国の他の計画等の**指針**となるもの（アンブレラ計画）
○脆弱性評価結果を踏まえた、施策分野ごと及びプログラムごとの推進方針を定める
○施策の**重点化**／**ハード・ソフト両面**で効果的に推進／「**自助・共助・公助**」の適切な組み合わせ／**民間資金**の活用
○地域の特性に応じた施策の推進／非常時だけではなく平時にも有効活用の工夫／PDCAサイクルの実践

策定後約5年が経過

1．脆弱性評価の結果（平成30年8月）

○平成28年熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ課題（脆弱性）を評価

平成30年7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震等により住民の生活や経済活動に大きな影響

重要インフラの緊急点検（平成30年11月）

○重要インフラの機能確保について132項目の緊急点検を実施し点検結果と対応方策をとりまとめ

国土強靱化基本計画の見直し（平成30年12月）

①災害から得られた知見の反映
・被災者等の健康・避難生活環境の確保
・気候変動の影響を踏まえた治水対策
・エネルギーや情報通信の多様化・リスク分散
などの過去の災害から得られた知見を推進方針として追加

②社会情勢の変化等を踏まえた反映
・新技術の活用、国土強靱化のイノベーション推進
・地域のリーダー等の人材育成、防災教育の充実
などの社会情勢の変化等を踏まえた内容を追加

③災害時に重要なインフラ整備、耐震対策・老朽化対策、BCPの普及などは、引き続き推進

④重点化すべきプログラム等20プログラムの選定
○15の重点化すべきプログラムを組み替え
追加例
【劣悪な避難生活環境、被災者の健康状態の悪化】
【上水道の長期間供給停止】
○重点化すべきプログラムと関連が強い5つのプログラムを新たに選定

⑤防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策
○④の重点化すべきプログラム等の推進を図るため、特に緊急に実施すべき施策について、**達成目標、実施内容、事業費等を明示した3か年緊急対策を位置づけ**

２　見直し後の国土強靱化基本計画の概要（１）

国の資料より引用

●国土強靱化の基本的考え方

〔理念〕

○国土強靱化の基本目標
　①人命の保護
　②国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
　③国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
　④迅速な復旧復興
○災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保し、国の経済成長の一躍を担う

〔基本的な方針等〕

○依然として進展する東京一極集中からの脱却、「自律・分散・強調」型の国土構造の実現を促す
○気候変動等による気象の変化等を踏まえた施策の重点化
○ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
○既存社会資本の有効活用等による費用の縮減
○ＰＰＰ／ＰＦＩによる民間資金の積極的な活用
○ＰＤＣＡサイクルの繰り返しによるマネジメント　等

〔特に配慮すべき事項〕

○官民連携の促進と「民」主導の取組を活性化させる環境整備
○国土強靱化のイノベーション
○仙台防災枠組である事前防災、よりよい復興等の実践
○平成３０年６月以降の災害からの教訓を踏まえた対策　等

3　見直し後の国土強靱化基本計画の概要（２）

国の資料より引用

●脆弱性評価　12の施策分野及び5の横断的分野

●国土強靱化の推進方針
～施策分野ごとの推進方針～

【行政機能／警察・消防等／防災教育等分野】
・政府全体の業務継続計画を踏まえた対策の推進、自らの命は自らが守るという意識を持ち、自らの判断で避難行動がとれるよう不断の見直しを実施 等

【住宅・都市分野】
・防災拠点、住宅・学校等の耐震化、文化財の耐震化、「コンパクト＋ネットワーク」の対流による東京一極集中の是正 等

【保健医療・福祉分野】
・被害想定等を踏まえた必要チーム数を考慮したＤＭＡＴの計画的な養成、福祉避難所の指定促進 等

【エネルギー分野】
・電力インフラのレジリエンス向上など災害に強いエネルギー供給体制の構築、地域間の相互融通能力の強化、自律分散型エネルギーの導入　等

【金融分野】
・金融システムのバックアップ機能の確保、金融機関の横断的な合同訓練の実施 等

【情報通信分野】
・官・民からの多様な収集手段確保、旅行者、高齢者、障がい者、外国人等に配慮した多様な情報提供手段確保 等

【産業構造分野】
・中小企業が取り組む防災・減災対策への支援の強化 等

【交通・物流分野】
・交通・物流施設の耐災害性の向上、ソフト・ハード両面における除雪体制の整備 等

【農林水産分野】
・農林水産業に係る生産基盤などのハード対策や流通・加工段階のＢＣＰ／ＢＣＭ構築などのソフト対策の実施、都市と農村の交流等による地域コミュニティ維持・活性化 等

【国土保全分野】
・防災施設の整備などのハード対策とわかりやすい防災情報の発信などのソフト対策を組み合わせた総合的な対策、気候変動の影響を踏まえた治水対策 等

【環境分野】
・災害廃棄物処理の広域連携体制の構築による廃棄物処理システムの強靱化 等

【土地利用（国土利用）分野】
・災害リスクの高い場所への人口集中の緩和によるリスク分散、所有者不明土地への対応、復興まちづくりの事前の準備 等

横断的分野

【リスクコミュニケーション分野】
・住民等の自発的な防災活動に関する計画策定の促進、地域コミュニティの強化による災害対応力の向上、教育、訓練 等

【人材育成分野】
・災害の専門家・技術者・地域のリーダーの育成 等

【官民連携分野】
・民間のスキル・ノウハウや施設・整備等の活用促進 等

【老朽化対策分野】
・インフラ長寿命化計画の策定促進、メンテナンスサイクルの構築 等

【研究開発分野】
・防災・減災及びインフラの老朽化対策における研究開発・新技術の普及・社会実装の推進 等

４　見直し後の国土強靱化基本計画の概要（３）

国の資料より引用

●計画の推進と不断の見直し

○今後、国土強靱化に係る国の他の計画等について必要な見直しを行いながら計画を推進
○概ね５年ごとに計画内容の見直し、それ以前においても必要に応じて所要の変更
○起きてはならない最悪の事態を回避するプログラムの推進計画を毎年度の年次計画として推進本部が策定。これにより各般の施策を実施し、毎年度、施策の進捗状況の把握等によるプログラムの推進計画を見直し
○施策の進捗状況、社会情勢の変化等を踏まえ、重点的に取り組むべき15のプログラムを組替え
○重要な課題について、効果的な施策の具体化を検討する仕組みの導入
○重点化すべきプログラム等の中で、特に緊急に実施すべき施策については、３か年の緊急対策を定めて速やかに実施

資料２

次期・徳島県国土強靱化地域計画について

1　徳島県国土強靱化地域計画について

H25.12　「国土強靱化基本法」制定
H26. 6　国が「国土強靱化基本計画」策定
〃　徳島県が「モデル団体」に指定される

徳島県国土強靱化地域計画・策定

全国初

安全・安心な地域社会の構築に向けた
「県土の強靱化」を推進

推進期間：平成２７年度から平成３０年度まで

●想定するリスク
①地震・津波　②大規模水害
③大規模土砂災害　④豪雪災害　⑤複合災害

昭和南海地震

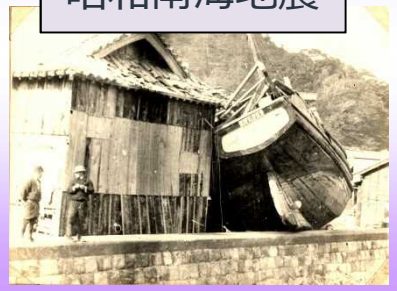

平成26年台風第11号

ハード対策

津波避難タワー

自動閉鎖型陸閘　全国初

現代社会が抱える
新たな**脆弱性**も見据え

ハード対策・ソフト対策
両面での点検と見直し

国の「国土強靱化基本計画」
と整合を図りながら、
徳島県国土強靱化地域計画の
見直しを行う

ソフト対策

スフィア研修

The Sphere Project

住家被害認定研修

2　次期・国土強靱化地域計画の構成について

○理念

○基本方針

○施策分野

○事前に備えるべき目標（起きてはならない最悪の事態の設定）

○対象とする自然災害

今回の検討事項

○脆弱性の分析・評価
「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策を検討

○重要業績指標（ＫＰＩ）の設定
脆弱性の評価結果に基づき、 個別施策を設定

３　次期・徳島県国土強靱化地域計画の骨子（案）について（１）

国の「国土強靱化基本計画」の見直し内容を踏まえ、
次期・徳島県国土強靱化地域計画を策定

○理念

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、
①　人命の保護が最大限図られる。
②　徳島県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
③　県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる。
④　迅速な復旧・復興を可能にする。
ことにより、安全・安心を実感できる「災害に強いとくしま」を実現する。

○推進期間

２０１９年度から２０２２年度（４年間）

４　次期・徳島県国土強靱化地域計画の骨子（案）について（２）

○基本方針

（１）県土強靱化に向けた取組姿勢

①　本県の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討し、取組みにあたること。

②　短期的な視点によらず、**強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた**時間管理概念と**ＥＢＰＭ（証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ**、長期的な視野を持って計画的な取組みにあたること

③　**国、市町村をはじめ関係機関等との連携協力による取組みについても取り入れるなど、本県の総力を挙げた取組みとすること。**

④　本県が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。

（２）適切な施策の組み合わせ

①　災害リスクと地域の特性に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること。

②　「自助」、「共助」、及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。

③　**非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用できる**対策となるよう工夫すること。

（３）効率的な施策の推進

①　県民の需要の変化、**気候変動等による気象の変化**、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、**強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や**、財政資金の効率的な使用による**施策の持続的な実施に配慮して**、施策の重点化を図ること

②　既存の社会資本を有効活用すること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること。

③　限られた資金を最大限に活用するため、ＰＦＩによる民間資金の活用を図ること。

④　施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。

（４）地域の特性に応じた施策の推進

①　本県の特性を踏まえた、本県独自のものとして、先進的な取組みを反映すること。

②　人のきずなや地域コミュニティ機能を強化し、社会全体の強靱化を推進すること。
また、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。

③　女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮し、施策を講じること。

④　地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、**自然環境の有する多様な機能を活用するなど**、自然との共生を図ること。

5　次期・徳島県国土強靭化地域計画の骨子（案）について（３）

○施策分野

（１）個別施策分野
- ①　行政施策
- ②　住環境
- ③　保健医療・福祉
- ④　産業
- ⑤　県土保全・交通

（２）横断的分野
- ①　リスクコミュニケーション
- ②　**<u>人材育成</u>**
- ③　**<u>官民連携</u>**
- ④　長寿命化対策
- ⑤　研究開発
- ⑥　過疎対策

○事前に備えるべき目標

①　直接死を最大限防ぐ
②　救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
③　必要不可欠な行政機能は確保する
④　必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
⑤　経済活動を機能不全に陥らせない
⑥　ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
⑦　制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
⑧　社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

８つの「事前に備えるべき目標」を妨げるものとして「起きてはならない最悪の事態」を設定
⇒　４１のプログラム

6　次期・徳島県国土強靱化地域計画の骨子（案）について（４）

○対象とする自然災害

あらゆる自然災害を対象とする

主な大規模自然災害		想定する規模等
南海トラフ地震・津波		南海トラフ地震･津波については、内閣府「南海トラフの巨大地震検討会」が公表した「想定震源断層域」に基づき、地震はM9.0、津波はM9.1とする。
中央構造線・活断層地震等（直下型地震等）		中央構造線断層帯で想定される最大クラスの地震（M7.7）とする。
台風・豪雨・豪雪等	大規模風水害	想定しうる最大規模の降雨や高潮等による風水害を想定。例えば、連続雨量が1,000ミリを超える大雨や100ミリの雨量が数時間継続する大雨による堤防の決壊等。
	大規模土砂災害	人的被害の発生する深層崩壊等を想定。これにより形成された天然ダムによる湛水及び決壊も想定。
	豪雪災害	短期間での除雪が困難となる、または、着雪により大量の倒木が発生し、道路の通行止めや電気・電話等が途絶する事態が広域で発生する豪雪を想定。
複合災害		台風が連続して襲来する場合や南海トラフ地震により被災した施設の復旧が進まず、その後の異常気象で繰り返し大規模な災害が発生すること等を想定

7　県・「起きてはならない最悪の事態（案）」（１）

県独自設定
統合

国のプログラム（45）を基に、県のプログラム（41）を作成
（統合４，削除１，県独自設定2）

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（案）	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

8　県・「起きてはならない最悪の事態（案）」（２）

5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
		5-5	食料等の安定供給の停滞
		5-6	農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出による県土の荒廃
		7-6	農地・森林等の被害による県土の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-7	速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

今後の進め方について

資料３

○国土強靱化地域計画・推進委員会

・次期・徳島県国土強靱化地域計画　骨子（案）について

↓

・次期・徳島県国土強靱化地域計画（素案）について
　（脆弱性評価・重要業績指標等）
・平成３０年度の取組結果について

↓

パブリックコメント

・次期・徳島県国土強靱化地域計画（案）について

↓

次期・徳島県国土強靱化地域計画　策定・公表